

## 第Ⅰ章 計画の策定にあたって



## Ⅰ 策定の趣旨と背景

これまでの福祉分野における取り組みは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった分野ごとに分けられた制度の中での支援（いわゆる「縦割りによる支援」）が中心となっていて進められてきました。

しかし近年では、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、これまで地域社会が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下してきており、従来の縦割りによる支援だけでは対応しきれない制度の狭間にある問題の顕在化や、生活課題の多様化・複雑化が社会問題となっています。

こうした状況の中で、国では地域福祉の推進に向けて、誰もが役割をもち、支援の「支え手」「受け手」という関係をを超えて活躍できる社会、すなわち「地域共生社会」の実現を目指しています。

日出町・日出町社会福祉協議会においては、こうした社会情勢に対応する必要性が生じていることを踏まえ、令和4年度で計画期間が終了する「第3次日出町地域福祉計画・日出町地域福祉活動計画」を改定し、すべての住民が人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりして支え合う関係をつくり、地域のだれもが心豊かに生活できる地域共生社会の実現を目指して、新たに「第4次日出町地域福祉計画・日出町地域福祉活動計画」を策定するものです。

### 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

## 2 法的根拠

本計画は社会福祉法第 107 条及び 109 条を法的根拠として策定するものであり、高齢者、障がいのある人・障がいのある児童、子ども等を対象とする福祉事業における分野別計画の上位計画である地域福祉計画、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画として位置づけるものです。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第 106 条の 3 に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法第 106 条の 4 に規定されている重層的支援体制整備事業について一体的に実施するものです。

なお、本計画は「地方再犯防止推進計画」、「市町村成年後見制度利用促進基本計画」一体的に策定します。

### ■地域福祉の推進

#### ◆社会福祉法＜第 4 条＞より抜粋◆

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### ■市町村地域福祉計画

#### ◆社会福祉法＜第 107 条＞より抜粋◆

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### ■地域福祉活動計画

#### ◆社会福祉法＜第 109 条＞より抜粋◆

社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

## ■包括的な支援体制の整備

### ◆社会福祉法＜第 106 条の 3＞より抜粋◆

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等<sup>※1</sup>及び支援関係機関<sup>※2</sup>による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 3 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

※1 地域住民等：社会福祉法において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」と定義される。

※2 支援関係機関：社会福祉法において、「地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関」と定義される。

## ■重層的支援体制整備事業

### ◆社会福祉法＜第 106 条の 4＞より抜粋◆

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

## ■地方再犯防止推進計画

### ◆再犯防止推進法＜第 8 条第 1 項＞◆

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

### ◆成年後見制度の利用の促進に関する法律＜第 14 条第 1 項＞◆

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

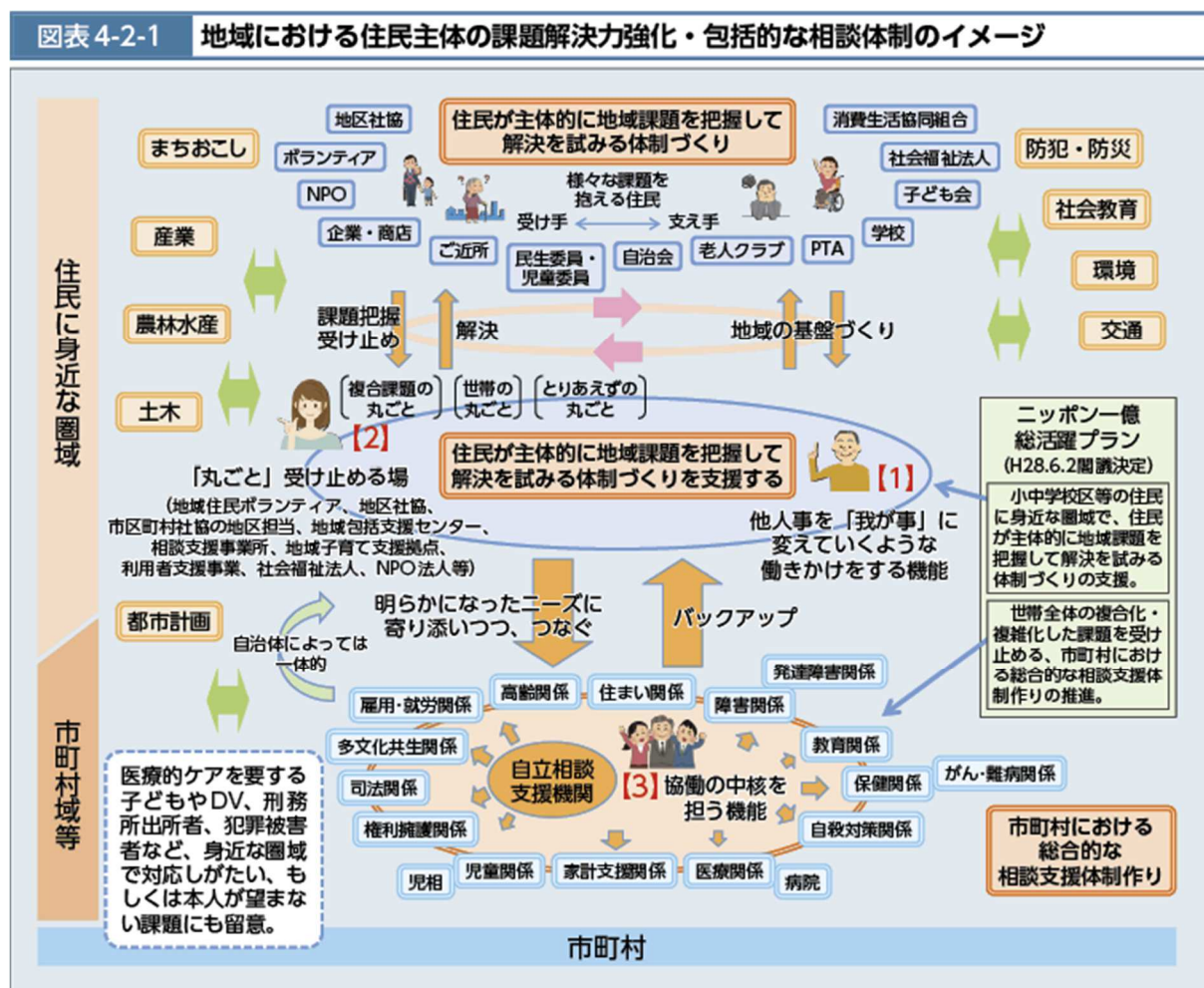
### 3 地域福祉とは

#### (1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、高齢者、障がいのある人、子どもを含め、誰でもあっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたい、という願いを実現するために重要なものです。

地域福祉計画・地域福祉活動計画では、制度や分野ごとの「縦割り」や支え手・受け手という関係を越えて、地域の皆様や地域の多様な主体が地域福祉活動に「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる社会（共生社会）の実現を目指していきます。

図 地域福祉が目指す共生社会



出典：平成 30 年版厚生労働白書

## (2) 「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる人など様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。このような多種多様な生活課題に対し、自分自身や家族、隣近所の手助け、地域での支え合い、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する仕組みづくりが、地域福祉計画に求められています。

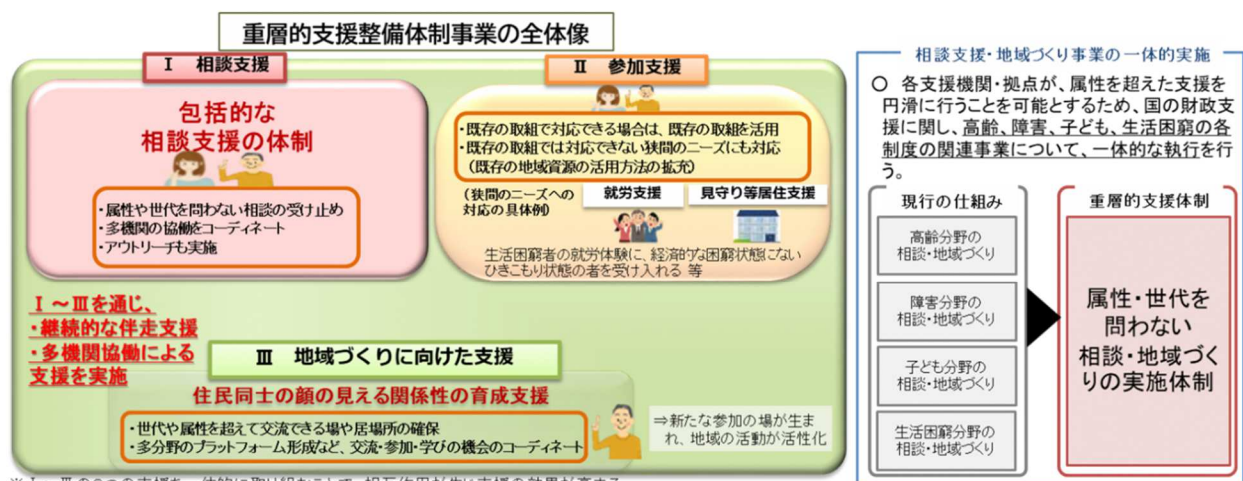


## (3) 包括的支援と多様な参加・協働の推進

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う関係性が生まれやすいような、環境を整える新たなアプローチが求められています。

国は各市町村の地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「①断らない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。

図 重層的支援体制整備事業の枠組み



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる  
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

出典:厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」

## 4 地域福祉を推進するための圏域

地域福祉の推進にあたっては、隣近所における日常的な助け合いも、町や社会福祉協議会が町内全域で取り組む施策も欠かせないものです。

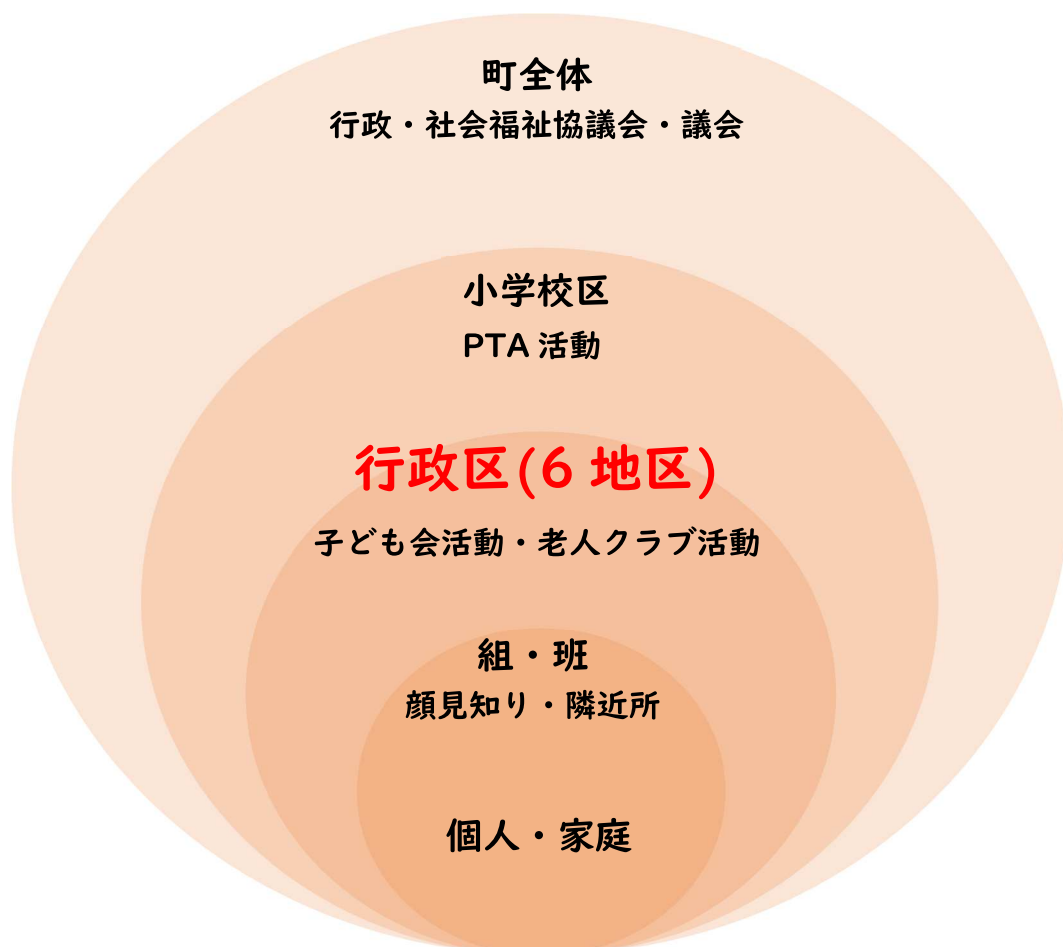
隣近所、自治会、日常生活圏域や町内全域などの重層的な圏域の中で、課題の大きさや複雑さ、事業の内容や効果、利用者の利便性などを考慮し、適切な単位で事業を展開します。

これまでの計画では、「地域」について以下に示す定義に基づいて推進してきました。

「地域」の定義としては次の4項目が挙げられます。

- 1 地域に関する課題の把握が容易にできること
- 2 住民間において、課題に対して関心を共有しやすいこと
- 3 生活に身近なところでのサービスが利用でき、利用者にも安心を保障できること
- 4 住民による地域福祉活動が具体的に展開しやすいこと

この「地域」の定義に基づきつつ本町の特性を鑑み、本計画では具体的に「行政区」を一つの基礎単位として、地域における支え合い活動の体制や地域活動の拠点づくりやネットワークづくりなどの地域福祉活動の方針を示します。



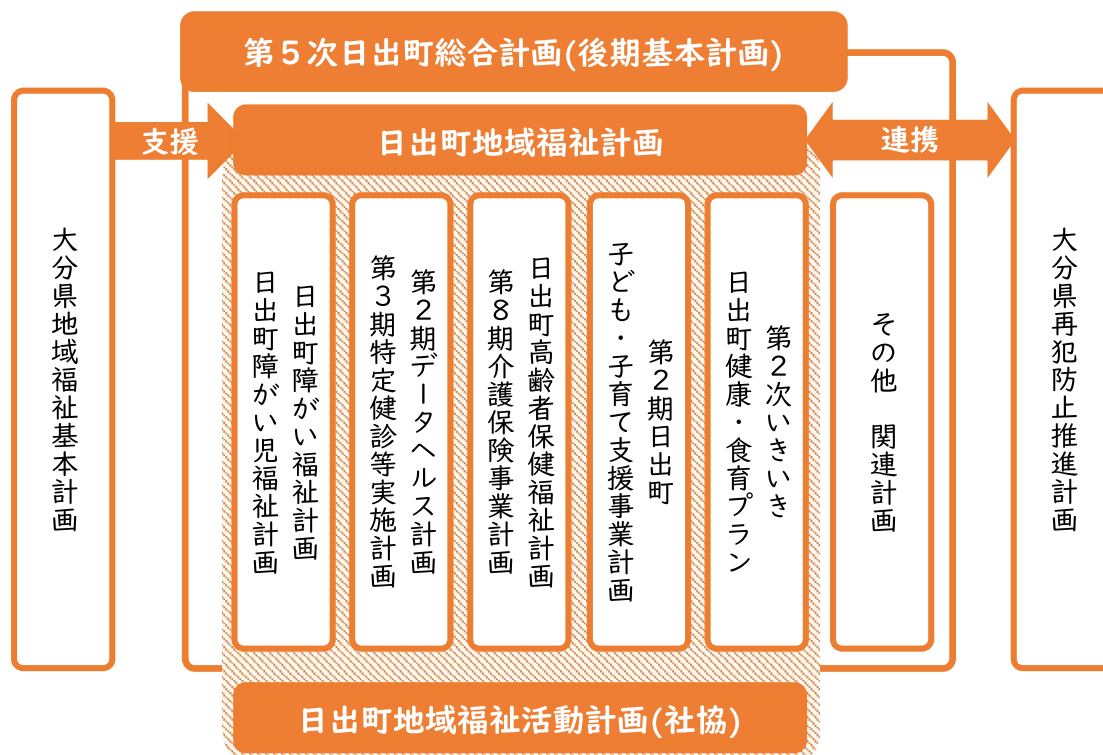
## 5 計画の位置づけ

「地域福祉計画」とは、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、社会福祉法第107条に基づき市町村が作成するものです。それに対して「地域福祉活動計画」とは、地域福祉計画を実行するために、社会福祉法第109条に規定された民間の福祉団体である市町村社会福祉協議会が中心となって作成するものです。これら2つの計画はどちらも、地域住民や福祉関係者、町、社会福祉協議会などが協力して地域福祉を推進していくことを目指した計画です。

本町では、「第5次日出町総合計画(後期基本計画)」を上位計画とし、その目指す将来像を地域福祉の面から支える「日出町地域福祉計画」と、地域住民や福祉関係団体の具体的な活動などについて示した「日出町地域福祉活動計画」を一体的に策定・推進することで、地域福祉活動のさらなる充実を図ります。

また、「日出町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「日出町障がい福祉計画・日出町障がい児福祉計画」、「第2期日出町子ども・子育て支援事業計画」、「第2次いきいき日出町健康・食育プラン」、「第2期データヘルス計画・第3期特定健診等実施計画」といった福祉分野における個別計画の上位計画としてこれらを横断的につなぐとともに、「第2次日出町男女共同参画基本計画 後期基本計画」や「日出町地域防災計画」などの関連計画とも整合を図った計画とします。

図 計画の位置付け



## 持続可能な開発目標(SDGs)の採択

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、令和12年を年限とする国際目標です。平成27年の国連サミットで採択され、日本においても「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」やアクションプランが定められるなど積極的に取り組みが進められています。

こうした動きを踏まえて、本町の各種計画はSDGsの考え方を盛り込んだ計画となっており、本計画においてもこの視点を取り入れることで、本町におけるSDGsのさらなる推進につなげていきます。

### 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細



#### 目標1[貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



#### 目標3[保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



#### 目標5[ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



#### 目標7[エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



#### 目標9[インフラ、産業化、イノベーション]

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



#### 目標11[持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



#### 目標13[気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



#### 目標15[陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



#### 目標17[実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



#### 目標2[飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



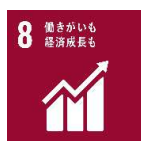
#### 目標4[教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



#### 目標6[水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



#### 目標8[経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



#### 目標10[不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する



#### 目標12[持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



#### 目標14[海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



#### 目標16[平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

出典：パンフレット「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」(外務省)

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs\\_pamphlet.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf))

## 6 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

この期間に社会情勢や町の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合は令和7年度に必要に応じて中間見直しを行います。

図 計画期間

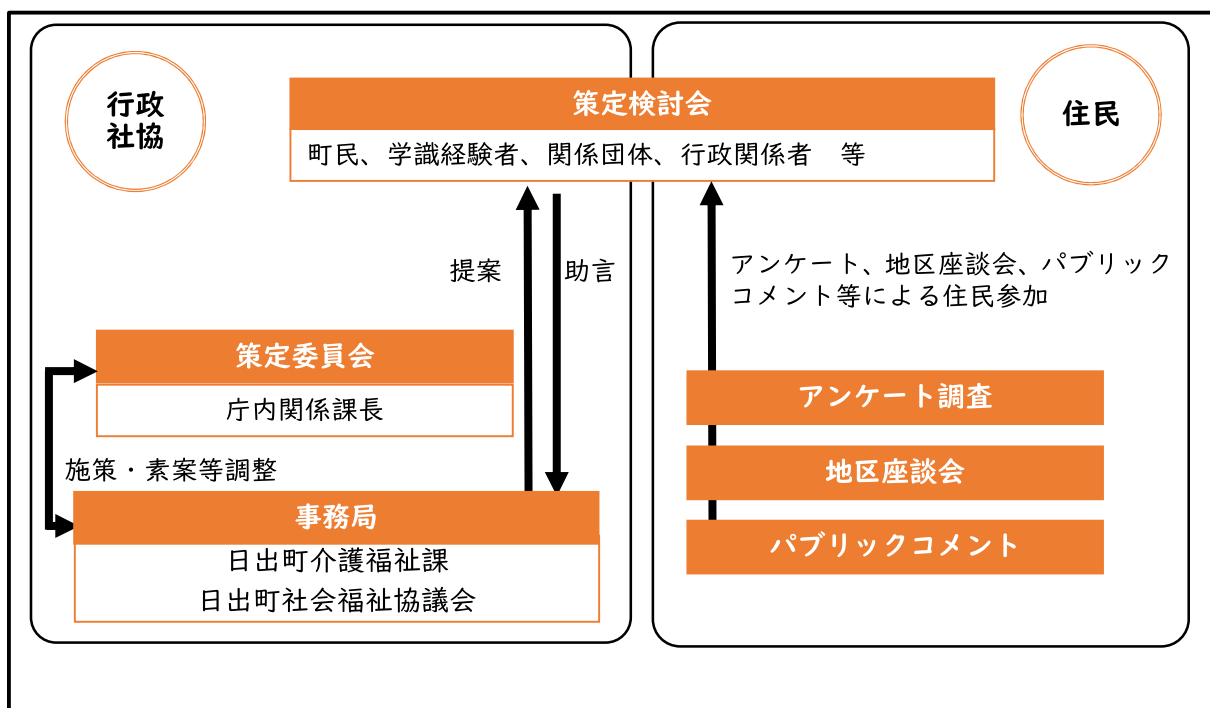
|                       | R 3                                 | R 4 | R 5               | R 6            | R 7   | R 8     | R 9            | R 10 |  |
|-----------------------|-------------------------------------|-----|-------------------|----------------|-------|---------|----------------|------|--|
| 地域福祉計画<br>地域福祉活動計画    |                                     |     | ← 計画期間 →<br>中間見直し |                |       |         |                |      |  |
| 総合計画                  | 第 5 次 日 出 町 総 合 計 画 ( 後 期 基 本 計 画 ) |     |                   |                |       | 次 期 計 画 |                |      |  |
| 高齢者保健福祉計画<br>介護保険事業計画 | 第 8 期                               |     |                   | 第 9 期          |       |         | 第 1 0 期        |      |  |
| 障がい福祉計画<br>障がい児福祉計画   | 第 6 期<br>第 2 期                      |     |                   | 第 7 期<br>第 3 期 |       |         | 第 8 期<br>第 4 期 |      |  |
| 子ども・子育て<br>支援事業計画     | 第 2 期                               |     |                   |                | 第 3 期 |         |                |      |  |
| いきいき日出町<br>健康・食育プラン   | 第 2 期                               |     |                   |                | 第 3 期 |         |                |      |  |
| データヘルス計画<br>特定健診等実施計画 | 第 2 期<br>第 3 期                      |     |                   | 次 期 計 画        |       |         |                |      |  |

## 7 策定体系

### (1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体、町民によって構成される策定検討会、庁内の関係各課によって構成される策定委員会を中心に、計画案についての審議・意見交換を交わしながら計画策定に取り組みました。

図 策定体制



## (2) 住民参画

住民参画の機会として、町民アンケートや学生アンケート、地区別懇談会を開催しました。また、パブリックコメントを実施し、地域福祉に対する町民の想いを計画に反映しました。

### ①各種意識調査

第4次日出町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の資料として、住民意識調査及び中生意識調査を実施しました。

#### ◆住民意識調査

調査対象者：18歳以上の住民 1,500人

調査時期：令和4年11月1日～11月18日

調査方法：郵送による配布・回収 もしくは Web による調査

有効回収票数：793件(郵送回収：592件、Web 回答数：201件)

有効回収率 52.9%

#### ◆中生意識調査

調査対象者：日出町の中学校に通う中学1・2年生全員

調査時期：令和4年11月1日～11月25日

調査方法：QRコードを読み取りタブレットにて回答

有効回収票数：384件

### ②地区座談会

統計資料調査及び意識調査からは把握しきれない地域の現状や課題について、地域住民で話し合い、情報を共有し、地域の将来を考え合う場として地区座談会を開催しました。

地区座談会は、町内6地区にて開催し、合計191名の参加を得ました。

地区座談会開催概要

| No | 開催日           | 地区・会場    | 開催時間        | 参加者数 |
|----|---------------|----------|-------------|------|
| 1  | 令和4年12月5日(月)  | 南端地区     | 18:30～20:30 | 5名   |
| 2  | 令和4年12月6日(火)  | 豊岡・平道地区  | 18:30～20:30 | 42名  |
| 3  | 令和4年12月7日(水)  | 川崎地区     | 18:30～20:30 | 29名  |
| 4  | 令和4年12月8日(木)  | 藤原地区     | 18:30～20:30 | 31名  |
| 5  | 令和4年12月9日(金)  | 日出地区     | 18:30～20:30 | 34名  |
| 6  | 令和4年12月12日(月) | 大神・真那井地区 | 18:30～20:30 | 50名  |

### ③パブリックコメントの実施

令和5年4月10日から4月23日までの期間に、広く住民の意見を集約し、本計画の内容に反映させることを目的として、中間素案を公表し、意見や要望などを募集するパブリックコメントを実施しました。